# 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)大和風力発電事業計画段階環境配慮 書」に対する意見について

令和元年7月26日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)大和風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

# (参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

•場 所:宮城県黒川郡大和町

・原動力の種類: 風力(陸上)

•出 力:最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 5月 7日
環境大臣意見受理	令和元年 7月19日
経済産業大臣意見	令和元年 7月26日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、松崎 電話03-3501-1742(直通) 株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)大和風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

## 1. 総論

## (1)対象事業実施区域の設定

ア 本事業の想定区域は、大部分が宮城県の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」における「保護優先・地形障害エリア」に指定されている。このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、宮城県と「保護優先・地形障害エリア」の指定理由等について、情報共有、意見交換等を積極的に実施した上で、必要に応じて事業内容に適切に反映させること。

イ 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2)事業計画等の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### 2. 各論

## (1)鳥類に対する影響

事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺は、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されており、ガン・カモ類及びサシバ等の主要な渡り経路となっている可能性がある。また、想定区域の周辺では、希少猛禽類であるイヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっ

ては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

# (2)土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林、宮城県が公表する土砂災害危険箇所(土石流危険渓流等)並びに「山地災害危険地区調査要領」(平成 18 年7 月林野庁)に基づく山地災害危険地区(地すべり危険地区等)等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3)植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「船形山の原生林」及び同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存の道路及び植林地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。